

報告第6号

## 専決処分の報告について

損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月1日提出

幸手市長 木村純夫

専決第4号

## 専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年4月13日

幸手市長 木村純夫

### 記

#### 1 相手方

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○○○○○○○○

○○○○○ ○○○ ○

#### 2 事故の概要

令和4年2月1日午前9時頃、市道503号線幸手市中一丁目5番28号地先の道路において、橋と接続する道路のへこみが原因により、走行中の普通車のバンパーが破損したものである。

#### 3 損害賠償額

金474,913円

上記金額の内訳（合計に責任割合90%を乗じたものとする。）

修理代 527,681円

合 計 527,681円